

6/19  
県民福井

# 地域医療法が成立

## 来春からサービス抑制

介護保険サービスのカット

連3面

トを柱とする地域医療・介護総合確保推進法は十八日午前の参院本会議で採決され、自民、公明の与党など賛成多数で可決、成立了。民主、維新・結い、みんな、共産、社民、生活の野党会派は反対した。〔関

推進法は二〇一五年四月から、軽度の要支援1、2のお年寄り向けの訪問・通所介護事業を国から地方に移す。特別養護老人ホーム（特養）の新規入所者は原則、中重度の要介護3～5の人に限定する。

一五年八月からは、一律一割の介護サービスの利用者負担を一定の所得がある人は一割に引き上げる。年金収入のみの一人暮らしの場合、年収二百八十万円以上が対象。介護施設に入所している低所得者に対する居住費や食費の補助も縮

小する。

医療分野では、患者の受け入れ態勢を整えるため都道府県に基金を設置。医療死亡事故の再発防止策を検討する民間の第三者機関を設置する。

小池晃氏（共産）は特養

の新規入所者の限定につい

て「要介護1、2の人は現

在でも後回しにされている

が、今後は行列に並ぶこと

すら許されない」と指摘。

「法案は介護保険の根柢な

き負担を押しつける歴史的

役割がある。一方的に給付

の範囲を縮小することは、

国家的詐欺だ」と批判。

保障制度改革国民会議」が

人質疑を含め三十九時間、

参院厚労委では三十五時間

実を信じ、消費税の引き上

げを認めた多くの国民にとって、推進法の成立は重大な裏切り行為だ」と強調した。

二月成立を受けた見直し

が具体化した。

推進法は二月に国会に提

出され、五月十五日に衆院

を通過した。同二十一日

参院本会議で厚生労働省が

作成した趣旨説明の配布資

料にミスが発覚。野党が反

発し、審議入りが十日余り

遅れた。衆院厚労委員会で

の審議は地方公聴会や参考

人質疑を含め三十九時間、

参院厚労委では三十五時間

だった。

6/19  
早民福井

国民の負担増や給付減が多く盛り込まれた地域医療・介護総合確保推進法が十八日に成立した。私たちの生活にどんな影響が出るのか。

## Q 介護保険とはどんな制

高齢化や核家族化が進

み、介護を家族だけで担うの  
が難しくなつて主要原因

か難しくなったのを感じて  
介護が必要になつたお年寄り

を社会全体で支えるため、国が一〇〇〇年四月に始めた。

特別養護老人ホーム（特養）

などに住みなから食事や入浴、排せつなどを介助してもう一度受け取る。自宅で

ホームヘルパーは料理や掃

除なごみを手伝つてもらう在宅  
サービスに大別できる。

A Q 対象は?

要支援1-2、要介護1-5

# 介護保険制度 どう変わる?

## 特養入所者 中重度限定に

介護保険制度の主な変更点	
実施時期	内容
2015年 4月	▶軽度の要支援1、2の人向 けの訪問・通所介護事業を 国から市町村に移行
	▶特別養護老人ホームの新 規入所者を原則として中 重度(要介護3~5)に限定
8月	▶低所得者の保険料減輕
	▶一定以上の所得のある人 (収入が年金のみの単身 者で年収280万円以上) の利用者負担を1割から2 割に引き上げ
	▶介護施設に入所する低所 得者への補助を縮小

Q 具体的な変更点だけ  
ど、要支援者向けサービスの  
一部が、国から市町村に移さ  
れるそうだね。

A 要支援者向けサービス  
の年間費用約四千七百億円の  
六割を占める訪問・通所介護  
事業が一五年四月から三年か  
け移される。市町村がサービ  
スの内容や利用者の負担割合  
などを決められるようにな  
る。対象の要支援者は約百五

A 特選は新規入所を原則として、中重度の要介護3～5に限定する。手厚いサービスが低い負担で受けられる特養の人所希望が多い。希望者のうち、対象から外れる要介護1、2の人は厚労省の直近の調査で約十八万人いる。

が、重度で多くのサービスを利用している人ほど一割の負担増が重くのしかかって来る。

か維持できるか危惧する意見が出  
てきた。政府の有識者会議  
「社会保障制度改革国民会  
議」は二三年八月に制度変更  
の提言を安倍晋三首相に提出  
し、変更の手順をまとめた工  
程法が同年十一月に成立し  
た。

PO法人などにてまわる。だが、全国には手の自治体がある。人材からず、財政に余裕がある域は、サービスの質もわかると心配されている。

十一

お年寄り全体の上位20%に入る